

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

商工労働部産業イノベーション推進課

1 改正の内容

工業試験に関する手数料を徴収する試験区分の新設及び廃止

○ 改正の趣旨

「岐阜県企画経済関係手数料徴収条例」に規定している手数料のうち、県試験研究機関が行う工業試験に関する手数料について、試験区分の新設及び廃止に伴う所要の規定の整備を行うもの

○ 改正の概要

① 試験区分の新設

業界からの要望に対応するため、試験区分を新設（2項目）することに伴い、次の手数料を新たに徴収する。

手数料の名称	区 分	手数料の額 (1件につき)
プラスチック試験手数料	ねじり疲労特性	13,590円に試験時間が1時間を超えて1時間又は1時間に満たない端数を増すごとに7,980円を加えた額
	メルトフローレイト	5,710円

② 試験区分の廃止

過去10年以上依頼実績がないなどの理由により、試験区分を廃止（3項目）することに伴い、次の手数料を廃止する。

手数料の名称	区 分	手数料の額 (1件につき)
窯業試験手数料	素地調整	8,520円
木工試験手数料	体圧分布測定	3,970円
	ドア音響特性	14,760円に測定の回数が1を超えて1を増すごとに1,920円を加えた額

2 施行日

令和8年4月1日